

改正

平成25年 3 月 29 日 条例第65号

平成25年12月27日 条例第38号

令和元年 6 月 28 日 条例第 4 号

大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例

大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例（平成 3 年 条例第22号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる施設をもって構成する複合施設に関し必要な事項を定めるものとする。

（1） 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館

（2） 大牟田市立図書館

（名称及び位置）

第 2 条 前条の複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設

位置 大牟田市宝坂町 2 丁目 2 番地 3

（施設運営）

第 3 条 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設は、第 1 条各号に掲げる施設について、相互に有機的な連携を保ち、運営されなければならない。

第 2 章 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館

（設置）

第 4 条 カルタや郷土の歴史に関する資料（以下「資料館資料」という。）を収集し、保存し、及び展示するとともに、その調査研究を行い、もって地域社会の文化の向上に資するため、本市に大牟田市立三池カルタ・歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第 5 条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

（1） 資料館資料の収集、整理及び保存に関すること。

（2） 資料館資料の調査研究に関すること。

- (3) 資料館資料を展示し、公開すること。
- (4) カルタ及び郷土の歴史に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (5) その他資料館の設置目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第6条 資料館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 資料館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 毎月最終の木曜日。ただし、その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(職員)

第8条 資料館に館長その他必要な職員を置く。

(観覧料)

第9条 資料館に入館しようとする者は、別表に定めるところにより算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の観覧料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、資料館に特別の展示をするときの観覧料は、教育委員会が別に定めることができる。

(観覧料の減免)

第10条 市長は、公益上その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不返還)

第11条 既に納めた観覧料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は資料館の施設及びその附属設備（以下「資料館の施設等」という。）

若しくは資料館資料を損傷するおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(資料館資料の貸出し等)

第13条 学術研究等のため、資料館に展示され、又は保存されている資料館資料の貸出し、撮影、模写、模造等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(損害の賠償)

第14条 資料館に入館した者（以下「入館者」という。）又は資料館資料の貸出しを受けた者は、資料館資料又は資料館の施設等を損傷し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(資料館の指定管理者による管理)

第15条 資料館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「資料館の指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により資料館の管理を資料館の指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該資料館の指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、資料館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に設けることができる。

3 第1項の規定により資料館の管理を資料館の指定管理者に行わせる場合は、第12条中「教育委員会」とあるのは、「資料館の指定管理者」と読み替えるものとする。

(資料館の指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 資料館の指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条各号（資料館資料の収集に関することを除く。）に規定する事業の実施に関すること。

(2) 第12条の規定により入館を禁じ、又は退館を命じること。

(3) 資料館の施設等の維持及び修繕に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第17条 資料館の管理を資料館の指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定にかかわらず、入館者は、資料館資料の観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を資料館の指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、資料館の指定管理者が定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、資料館の指定管理者は、資料館に特別の展示をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用料金を別に定めることができる。

4 資料館の指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の減免又は返還をすることができる。

5 第1項の規定により納入された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により資料館の指定管理者の収入として収受させる。

(資料館の指定管理者が行う管理の基準)

第18条 資料館の指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところにより、資料館の管理を行わなければならない。

第3章 大牟田市立図書館

(設置)

第19条 市民の図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）に対する要求にこたえ、自由で公平な図書館資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、本市に大牟田市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(事業)

第20条 図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 図書館資料を収集し、整理し、保存し、及び市民の利用に供すること。

(2) 図書館資料の利用のための相談に応じること。

(3) その他図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第21条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、金曜日の開館時間は、午前9時30分から午後8時までとする。ただ

し、その日が祝日法による休日に当たるときは、午前9時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第22条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(3) 毎月最終の木曜日。ただし、その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(4) 図書館資料の整理期間として、1年につき10日を超えない範囲内で教育委員会が定める期間（前3号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(職員)

第23条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第24条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設及びその附属設備（以下「図書館の施設等」という。）

若しくは図書館資料を損傷するおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(損害の賠償)

第25条 図書館資料の貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）その他図書館に入館した者は、図書館資料又は図書館の施設等を損傷し、又は亡失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用者の秘密を守る義務)

第26条 図書館は、図書館資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館の指定管理者による管理)

第27条 図書館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「図書館の指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により図書館の管理を図書館の指定管理者に行わせる場合は、第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該図書館の指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、図書館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に設けることができる。

3 第1項の規定により図書館の管理を図書館の指定管理者に行わせる場合は、第24条中「教育委員会」とあるのは、「図書館の指定管理者」と読み替えるものとする。

(図書館の指定管理者が行う業務の範囲)

第28条 図書館の指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第20条各号（図書館資料の収集に関することを除く。）に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第24条の規定により入館を禁じ、又は退館を命じること。
- (3) 図書館の施設等の維持及び修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(図書館の指定管理者が行う管理の基準)

第29条 図書館の指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところにより、図書館の管理を行わなければならない。

第4章 雑則

(資料館の指定管理者等の指定の手続)

第30条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき資料館の指定管理者又は図書館の指定管理者（以下「資料館の指定管理者等」という。）を指定しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、公募するものとする。ただし、資料館又は図書館の管理運営上緊急に資料館の指定管理者等を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(資料館の指定管理者等の指定の申請)

第31条 資料館の指定管理者等の指定を受けようとするものは、申請書に資料館又は図書館の管理業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(資料館の指定管理者等の指定)

第32条 教育委員会は、資料館の指定管理者等を指定しようとするときは、法人その他の団体であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを指定する。

- (1) 資料館又は図書館の管理を行うに当たり、住民等の平等な利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容が、資料館又は図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った資料館又は図書館の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- (4) その他資料館又は図書館設置の目的を達成するために教育委員会が別に定める要件

(資料館の指定管理者等の指定等の公告)

第33条 教育委員会は、資料館の指定管理者等を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(補則)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前においても、資料館の指定管理者等の指定に関し必要な行為は、第30条から第33条までの規定により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に次項の規定による廃止前の大牟田市立三池カルタ・歴史資料館条例（平成18年条例第41号）第10条の規定により資料の貸出し等の許可を受けている者は、第13条の許可を受けたものとみなす。

(関係条例の廃止)

- 4 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 大牟田市立三池カルタ・歴史資料館条例
 - (2) 大牟田市立図書館条例（平成3年条例第24号）

付 則（平成25年3月29日条例第65号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（令和元年6月28日条例第4号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第9条・第17条関係）

区分	観覧料	
	個人	団体（20人以上）
児童・生徒	110円	1人につき 77円
一般	330円	1人につき 220円

備考

- 1 「児童・生徒」とは、小学生、中学生、高校生又はこれらに準じる者及び6歳以上18歳未満の者をいう。
- 2 「一般」とは、前項に掲げる者以外の18歳以上の者をいう。